

声 明

公文書は私たち主権者のものだ！

「森友文書改ざん」の責任を徹底追及し、公文書管理法の抜本的な改定を求める！

学校法人森友学園への国有地売却をめぐる、財務省による行政文書の改ざんが明らかになった。これは明確な犯罪であり、虚偽公文書作成等の罪や公用文書等毀棄罪などに問われる可能性がある。なぜこのような事態が起こったのか。政権から官僚に圧力がかったのか。それとも官僚による政権への忖度なのか。いずれにせよ、行政文書が改ざんされるという重大な犯罪行為が行われたことに間違いはない。私たちはこの事態に強く抗議するとともに、速やかに事実関係を明らかにし、責任の所在を明確にすることを政府に求めるものである。

行政文書の作成や保存は公文書管理法で規定されている。公文書管理法にはその第1条に、公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、「主権者である国民が主体的に利用し得るもの」であって、「行政が適正かつ効率的に運営される」ことを前提に「現在及び将来の国民に説明する責務がまっとうされる」ために作成されるものだという趣旨の「目的」が掲げられている。

そして第4条では、第1条の目的を達成するために、「行政機関が意思決定に至る過程や事務・事業の実績」が「合理的に跡付け」られ、また「検証できる」ように文書を作成することが義務付けられている。

このように、公文書は主権者である私たちのものだ。それを、政権への配慮からか、または官僚個人や組織を守るための手段からか、あるいは有形無形の圧力に屈したからか、財務省は改ざんを行ったのだ。この行為は決して許されるものではない。公文書管理法は行政の行為を記録として残すことを目的としている。つまり、正確な記録を残すことが前提となっており、記録に虚偽があることを想定してはいない。そして、法律に違反した際の罰則も規定されていない。

財務省による森友文書改ざんという主権者への重大な背信行為は、行政が「公文書」の意義、その重要性を理解していないことによって引き起こされたものである。そもそも、公文書管理法が対象にしているのは行政文書だけである。立法文書や司法文書は対象にしていない。三権が作成する公文書はすべて、主権者である私たちのためにあるものだ。このたびの重大な背信行為に接して私たちは、公文書管理法が三権に関わるすべての文書を対象とし、法の趣旨に照らし将来において合理的な跡付けや検証が確実に保障され、法律に違反する行為に対してはその法に基づく罰が科せられること、そして、これまでに指摘されてきた様々な改善点を踏まえた実効性のある法律として、抜本的な改定が行われることを強く望む。

私たち実行委員会は、政権が強行に推し進めている、特定秘密保護法および共謀罪法（改正組織犯罪処罰法）による知る権利と表現の自由の規制、言論封じのための監視強化などに反対して活動を行っている。その立場からも、今回の公文書管理法を軽んずる行政の姿勢および真相究明に消極的な政権の姿勢を看過することはできない。

私たちは、「森友文書改ざん」問題の責任を徹底的に追及するとともに、情報が隠されることなく、私たち主権者の知る権利が保障されるように、公文書管理法の改正および情報公開法の改正、特定秘密保護法の廃止、共謀罪法の廃止を強く求めるものである。

2018年3月16日 「秘密保護法」廃止へ！実行委員会
共 謀 罪 NO！ 実 行 委 員 会